

岩手県告示第 857 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨山田町長から届出があった。

平成 19 年 12 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 下閉伊郡山田町船越に編入する区域

- (1) 下閉伊郡山田町船越第 4 地割 83 の 1、85 の 2、90 に隣接する公有水面埋立地 5,560.37 平方メートル
- (2) 下閉伊郡山田町船越第 4 地割 83 の 1 に隣接する公有水面埋立地 843.06 平方メートル
- (3) 下閉伊郡山田町船越第 17 地割 1 の 3 の地先の公有水面埋立地 2,575.23 平方メートル
- (4) 下閉伊郡山田町船越第 23 地割 279、280 に隣接する公有水面埋立地 835.67 平方メートル

2 下閉伊郡山田町織笠に編入する区域

下閉伊郡山田町織笠第 12 地割 92 及び 13 の 9 の地先の公有水面埋立地 1,208.13 平方メートル

備考 関係図面は、山田町役場に備えておいて縦覧に供する。